

定 款

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社アスモと称し、
英文では、ASMO CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することおよびこれに附帯または関連する事業を営むことを目的とする。

1. 食料品の販売および加工業
2. 畜産物の生産、加工および販売
3. 食肉および畜産物の輸出入
4. 農産物の輸出入
5. 水産物の輸出入
6. 酒類および清涼飲料水の輸出入
7. 飲食店、居酒屋および喫茶店の経営
8. 飲食店の経営委託、企画、設計および管理業務
9. ファーストフード、フランチャイズチェーン店の経営、加盟店の募集
および加盟店の指導業務
10. ペットフードおよびペット用品の製造および販売ならびに輸出入
11. 飼料の製造および販売ならびに輸出入
12. 給食事業の請負および管理
13. 内装工事の設計・施工・請負
14. 建築工事の設計・施工・請負
15. 室内装飾の設計・施工・監理
16. カラオケ機器のリースおよび販売
17. 遊戯機器、玩具の企画・製造および販売
18. カラオケルーム（カラオケスタジオ）の経営
19. ホテルの経営
20. ブライダルスクールの経営
21. 食料品・酒類・清涼飲料水・輸入食品・健康食品・煙草・コーヒー等
の嗜好品の販売
22. 食器類・皮革製品・日用品雑貨・貴金属・化粧品・服飾雑貨・装身具
・家具・室内装飾品・絵画・骨董品・工芸品の輸出入および販売
23. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
24. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理
25. 包装資材の輸出入

26. 介護保険法による次の事業に関する業務

一、居宅サービス

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤居宅療養管理指導
- ⑥通所介護
- ⑦通所リハビリテーション
- ⑧短期入所生活介護
- ⑨短期入所療養介護
- ⑩特定施設入居者生活介護
- ⑪福祉用具貸与
- ⑫特定福祉用具販売

二、地域密着型サービス

- ①夜間対応型訪問介護
- ②認知症対応型通所介護
- ③小規模多機能型居宅介護
- ④認知症対応型共同生活介護
- ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

三、施設サービス

- ①介護福祉施設サービス
- ②介護保健施設サービス
- ③介護療養施設サービス

四、介護予防サービス

- ①介護予防訪問介護
- ②介護予防訪問入浴介護
- ③介護予防訪問看護
- ④介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤介護予防通所介護
- ⑥介護予防通所リハビリテーション
- ⑦介護予防短期入所生活介護
- ⑧介護予防短期入所療養介護
- ⑨介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑩介護予防福祉用具貸与
- ⑪特定介護予防福祉用具販売

五、地域密着型介護予防サービス

- ①介護予防認知症対応型通所介護
- ②介護予防小規模多機能型居宅介護

③介護予防認知症対応型共同生活介護

六、居宅介護支援

七、介護予防支援

27. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業に関する業務
28. 有料老人ホーム施設の企画設計
29. 有料老人ホームの経営
30. サービス付き高齢者向け住宅の運営
31. 薬局の開設および医薬品の製造販売
32. 医薬品・医薬部外品および医薬用消耗品の販売、輸入
33. 介護用品、介護機器、医薬用品の開発、製造、輸出入および販売
34. 介護要員の養成、指導および紹介斡旋
35. 医療技術者の紹介斡旋
36. 病院・在宅患者および施設・在宅要介護者の介護、介護補助受託業務
37. 病院・在宅患者および施設・在宅要介護者の移送業務
38. 病院・在宅患者および施設・在宅要介護者への医薬品等輸送業務
39. 病院、診療所および医療施設の経営
40. 医療施設および有料老人ホームの営繕および清掃業務の受託
41. 介護要員、医療事務関係職員の研修、セミナー等の企画、立案および実施
42. 医療、介護、保健衛生に対するコンサルタント業務
43. 医療保険請求事務の請負
44. 省エネ機器の輸入および販売
45. 管理型信託業務
46. 第二種金融商品取引業務
47. 宅地建物取引業務
48. 少額短期保険業
49. 他の少額短期保険業者または保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行、その他の前号の業務に付随する業務
50. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務および締結の媒介に関する業務
51. 前各号に附帯関連する業務

2. 当社は前項各号の事業を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。

2. 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、6,000 万株とする。

(株主名簿管理人)

第 6 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 9 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者および議長)

第 1 2 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 1 3 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 1 4 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 1 5 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 1 6 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 1 7 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 1 8 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第 20 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会はその決議によって、取締役の中から、取締役社長を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただ

し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 26 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる

(監査役会の決議の方法)

第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 33 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を

怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 2 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 4 3 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 4 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 4 5 条 配当財産が金銭である場合の除斥期間は、支払開始の日から満 3 年とする。それ以後は支払の義務を免れる。